

定 款

特定非営利活動法人

ユニバースポーツクラブ

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ユニバーススポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市須磨区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 「いつでも」「だれでも」「いつまでも」を合言葉に、神戸総合運動公園の諸施設を活用して、健康促進を図るための活動を行う。

その活動を通じて、地域社会におけるスポーツの普及と振興を図り、青少年の健全な心身の発達を促すとともに、子どもから大人まで生涯を通じての豊かなスポーツライフを送ることができるような社会の形成に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に「法」という）に基づき、次のことを行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。尚、この法人で振興を図るスポーツは現在、陸上をはじめサッカー・ソフトテニス・バスケットボール・バドミントン・柔道・グラウンドゴルフの7種目とし、今後も更に拡げていくものとし、それぞれのスポーツの区分をセクションと呼ぶ。

- (1) 定期的なスポーツ活動に関する事業
- (2) 各種スポーツ教室の開催に関する事業
- (3) 地域住民へのスポーツの普及・啓発に関する事業
- (4) 会員相互の親睦を図るための交流行事に関する事業
- (5) 生涯スポーツの振興に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するための事業

第 3 章 組 織

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員及び賛助会員をもって法上の社

員とする。尚、入会に際しては希望セクションを明記し、重複加入も可とする。

1.正会員 この法人の目的に賛同し、法人の維持、発展を志し入会した個人

2.青少年会員 この法人の目的に賛同し、法人の維持、発展を志し入会した小学生、中学生、高校生

3.賛助会員 この法人の目的に賛同し、専門的分野における知識を活かして助言を行うことができる学識経験者等で、理事会が承認した個人及び団体

4.団体会員 この法人の目的に賛同し、法人の維持、発展を志し入会した団体(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員・賛助会員・青少年会員及び団体会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、その旨を本人に通知しなければならない。

(会費等)

第8条 正会員・青少年会員及び団体会員は、別途理事会において定める会費等をすみやかに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人又は、団体から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 退会しようとする会員は、理事長にその旨、書面で届け出て、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員に次の各号の行為があったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合その会員に議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を著しく毀損し、又は秩序を乱したとき
- (2) この法人の会員としてふさわしくない著しい非行があったとき。
- (3) この定款に違反したとき。

(拠出金の不返還)

第12条 会員が納入した年会費等は、これを返還しない。

第4章 役員

(役員)

第13条 この法人に以下の役員を置く。

(1) 理事 10人以上25人以内

(2) 監事 1人または2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(顧問)

第14条 この法人は、理事会の承認により、この法人に功労のあったものから顧問を置くことができる。ただし、顧問は法上の役員に含まれないものとする。

顧問は、法人全体の運営的なことならについて、助言や支援をする役割を担うものとする。

(選任等)

第15条 理事は、賛助会員と各セクションから1名以上3名以内の推薦を受けた正会員および賛助会員から、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は理事の互選とする。

3 監事は、総会において選任する。

(理事の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期及び欠員補充)

第18条 本法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は、監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定めることができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の承認を受け、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員で構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 事業計画及び予算

(6) 役員を選任及び解任

(7) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員及び賛助会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第17条第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定の請求があったときは、それから30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を郵送、FAX、または電磁的方法のいずれかをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が不在の場合は、出席した正会員又は賛助会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員及び賛助会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び賛助会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権)

第30条 各正会員及び賛助会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため出席できない正会員及び賛助会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決及び表決を委任した正会員及び賛助会員は、前2条及び次条第1項第2号、第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び賛助会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び賛助会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算の変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第17条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決及び表決を委任した理事は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は表決委任者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人が署名・押印または記名・押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 この法人は、理事会の決定に基づき、別に専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び構成その他必要な事項は理事会でこれを定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事会が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によって予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る

定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解 散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員及び賛助会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合 併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

（公 告）

第54条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については当法人ホームページに掲載して行う。

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附 則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	今中 一壽
副理事長	大前 博司
副理事長	榎本 辰夫
理 事	大西 剛
〃	藤江 久善
〃	森田 賢二
〃	山口 龍次
〃	橋本 輝雄
〃	金崎 正義
〃	管内 章博
〃	山崎 誠人
〃	上田 留衣
〃	北井 洋子
〃	古山 章代
〃	西嶋 廣繁
〃	矢野 正好
〃	一北 保五郎
監事	丸山 哲朗
〃	耒田 勝義

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定に関わらず、成立の日から、平成31年の定時総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定に関わらず設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 セクションについては、別途理事会で定める。
- 7 この法人の設立当初の会費等は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 正会員

年会費 1,500 円

月会費

満65歳未満の会員 2,000円

満65歳以上の会員 1,500円

(2) 青少年会員

年会費 1,500円

月会費

高校生 1,000円

中学生 1,000円

小学生 500円

(3) 団体会員

施設の利用度等により、別途理事会で定める。

(4) セクション月会費

各セクションの活動内容に応じ、別途理事会で定める。